

平成27年度監査の執行状況

平成28年4月

岩手県監査委員事務局

目 次

	頁
第1 平成27年度監査の執行状況	1
1 執行方針	1
(1) 基本方針	1
(2) 重点項目	1
2 実施状況	1
(1) 定期監査	1
ア 監査対象機関及び実施箇所数	
イ 実施時期	
ウ 監査における重点項目の実施結果	
(2) 随時監査	2
ア 工事現場監査	
イ その他の随時監査	
(3) 財政的援助団体等監査	2
(4) 指定金融機関等監査	2
(5) 現金出納検査	2
(6) 決算審査	2
ア 普通会計の決算審査	2
イ 公営企業会計の決算審査	2
(7) 基金運用状況審査	2
(8) 財政健全化審査	3
ア 健全化判断比率審査	3
イ 資金不足比率審査	3
(9) 行政監査（特定テーマ）	3
ア 県が所管する学校における徴収金について	
(10) 住民監査請求に基づく監査	3
第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果	4
1 指摘の状況	4
(1) 指摘の内容	4
2 事務費の不適切な事務処理に係る監査	6
3 行政監査的視点から行った監査	6
(1) 学校徴収金、団体徴収金等の管理等について	6

[資料編]

1	定期監査の実施状況	7
(1)	監査対象機関及び実施箇所数	7
(2)	監査対象機関別・監査項目別 指摘件数 総括表	8
(3)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第1 財務監査)	9
(4)	監査指摘基準別 指摘件数 (別表第2 行政監査)	16
2	定期監査の結果	17
(1)	指摘の内容	17
(2)	監査台帳 (抜粋)	21
3	随時監査の結果 (実施対象なし)	25
4	財政的援助団体等監査の結果	26
(1)	指摘の内容	26
(2)	監査台帳 (抜粋)	26
5	行政監査 (特定テーマ) の結果	27
(1)	県が所管する学校における徴収金について	27
6	住民監査請求に基づく監査の結果	34
7	決算審査	35
(1)	平成26年度岩手県歳入歳出決算審査意見書の概要	35
(2)	平成26年度岩手県立病院等事業会計決算審査意見書の概要	36
(3)	平成26年度岩手県電気事業会計決算審査意見書の概要	38
(4)	平成26年度岩手県工業用水道事業会計決算審査意見書の概要	40
8	定額資金運用基金運用状況審査	42
(1)	平成26年度定額資金運用基金運用状況審査意見書の概要	42
9	財政健全化審査	43
(1)	平成26年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書の概要	43
(2)	平成26年度決算に基づく資金不足比率審査意見書の概要	48
10	監査の組織体制	49
(1)	監査委員	49
(2)	監査委員事務局組織	49

○ 監査結果については、県公式ホームページの「岩手県報ホームページ」で公表しています。
(<http://www3.pref.iwate.jp/webdb/view/outside/s19Kenpo/>)
岩手県報ホームページの「過去の県報」サイト内検索で「監査委員告示」と入力して、ご覧ください。

第1 平成27年度監査の執行状況

1 執行方針

(1) 基本方針

県の事務事業の執行について、内部統制や改善のプロセスを確認するとともに、予算執行の状況にも留意しながら、正確性、合規性の観点はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも監査等を実施するものとする。

定期監査は、対象となる全機関に対し、財務監査と行政監査を総合的・一体的に実施するものとする。

また、財政的援助団体等監査、指定金融機関等監査、現金出納検査、決算審査及び財政健全化判断比率等審査を厳正に実施するものとする。

なお、社会的関心が高い課題や早期に改善すべきと認められる事項について、行政監査を実施するものとする。

(2) 重点項目

- ア 委託契約事務（特に、積算・完了確認）
- イ 補助金事務（特に、対象経費・完了確認）
- ウ 物品管理事務（特に、毒物劇物管理）

2 実施状況

(1) 定期監査

ア 監査対象機関及び実施箇所数

平成27年度の定期監査の実施状況は、監査対象324機関（普通会計296機関、企業会計28機関）の全ての機関を対象に実施し、その実施率は100.0%である。

区分	平成27年度			平成26年度		
	対象数	実施数	実施率	対象数	実施数	実施率
普通会計	296	296	100.0%	295	295	100.0%
企業会計	28	28	100.0%	28	28	100.0%
計	324	324	100.0%	323	323	100.0%

イ 実施時期

決算・期中	実施時期	対象機関	会計区分	実施数
決算監査	4月～9月	本庁各課・委員会	普通会計	81
		広域振興局等	普通会計	56
	5月～9月	出先機関（知事部局）	普通会計	23
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	5
		医療局本庁	企業会計	1
	5月～7月	県立病院	企業会計	18
		企業局本庁	企業会計	1
小計				185
期中監査	10月～2月	出先機関（知事部局）	普通会計	32
		出先機関（他の執行機関）	普通会計	99
		県立病院	普通会計	8
	小計			
合計				324

ウ 監査における重点項目の実施結果

重点項目	主な指摘内容	指摘件数
委託契約事務（特に、積算・完了確認）	積算を誤っているもの 2件	3件
補助金事務（特に、対象経費・完了確認）	完了確認の遅れ 1件	1件
物品管理事務（特に、毒物劇物管理）	物品の取得、管理又は処分の不適當 7件	7件
合計		11件

(2) 随時監査

ア 工事現場監査

工事現場監査は、必要があると認めるときに定期監査等において実施するものとしている。
平成27年度は、随時監査としての工事現場監査は行わなかった。

イ その他の随時監査

随時監査は、必要の都度、監査委員の協議により随時実施するものとしている。
平成27年度は、定期監査等を踏まえ随時監査を要するような事案は見当たらなかったことから実施しなかった。

(3) 財政的援助団体等監査

財政的援助団体等監査は、県が財政的援助を与えているもの、県が出資しているもの及び県が公の施設の管理を行わせているものについて、出納その他の事務の執行が、その援助等の趣旨に沿い、かつ、法令等に従って、内容及び手続が適正かつ効率的に執行されているかどうかの観点から実施した。

平成27年度は、監査対象59団体のうち、23団体（出資団体12団体、補助等財政的援助7団体、指定管理者4団体：複数該当10団体）を実施し、その実施率は39.0%である。

(4) 指定金融機関等監査

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事等から要求があるときは、指定金融機関等が取り扱う公金の収納又は支払の事務について監査できることとされている。

平成27年度においては、会計管理者及び公営企業管理者が実施した指定金融機関等の検査結果の報告を求め、監査委員が特に必要と認めた店舗について実施することとしていたが、その検査結果について内容を確認したところ、おおむね適正に処理されているものと認められたことから、指定金融機関等監査は実施しないこととした。

(5) 現金出納検査

県の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員が検査することとされている。

平成27年度においては、会計管理者又は公営企業管理者から提出された現金出納検査調書に基づき、毎月末現在における現金出納の帳尻（財務会計システム等により作成された諸帳簿の計数）と現金の所在（金融機関から提出された残高証明書等の計数）を照合確認するとともに、当該月に係る資金運用状況・借入状況を調査し、収入支出証拠書類を点検する方法により検査を実施し、議長及び知事に対し検査の結果を報告した。

(6) 決算審査

ア 普通会計の決算審査

平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について決算の計数は正確か、各会計の予算の執行はそれぞれ予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているかなどを主眼とし、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、既に実施した監査及び現金出納検査の結果も踏まえて厳正に実施し、平成27年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

イ 公営企業会計の決算審査

平成26年度の公営企業会計決算の審査に当たっては、知事から提出された決算関係書類について、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に従って運営されているかを検証するため、決算の調製に必要な証書類を照合精査するとともに、定期監査及び現金出納検査の結果を踏まえて審査を実施し、平成27年9月9日に知事に岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計及び岩手県工業用水道事業会計の3会計について決算審査意見書を提出した。

(7) 基金運用状況審査

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、知事は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付すこととされている。

平成26年度の定額資金運用基金の運用状況の審査に当たっては、自治振興基金、岩手競馬再生推進基金、土地開発基金、用品調達基金、美術品取得基金の5基金について、基金条例の趣旨に沿って適正かつ効率的に運用されたか、また、計数が正確であるかについて審査を実施し、平成27年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

(8) 財政健全化審査

ア 健全化判断比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により知事から提出された平成26年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし健全化判断比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成27年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

区 分	平成26年度	平成25年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.0
実質公債費比率	20.4	19.4	1.0	25.0	35.0
将来負担比率	236.3	246.2	△ 9.9	400.0	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことから算定されない。

イ 資金不足比率審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により知事から提出された、平成26年度決算に基づく岩手県流域下水道事業特別会計、岩手県港湾整備事業特別会計、岩手県立病院等事業会計、岩手県電気事業会計、岩手県工業用水道事業会計の5つの公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定基礎書類について、法令等に照らし、資金不足比率の算定過程に誤りはないか、算定基礎書類が適正に作成されているかなどについて審査を実施し、平成27年9月9日に知事に審査意見書を提出した。

会 計 名	平成26年度	平成25年度	増 減	経営健全化基準
流域下水道事業特別会計	—	—	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	—	—	
県立病院等事業会計	—	—	—	
電気事業会計	—	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないことから算定されない。

(9) 行政監査（特定テーマ）

平成27年度においては、次のテーマを設定し、随時の行政監査を実施した。

ア 県が所管する学校における徴収金について

県が所管する学校においては、教育活動等に必要経費として保護者等から徴収金を徴収しているが、その事務執行について本県を含め全国的に不祥事が後を絶たない状況にあり、仮に徴収金の事務執行が適切さを欠く場合は、保護者等をはじめとする県民の理解を得られないことから、徴収金の適正な事務執行の確保を目的として、行政監査を実施した。

実 施 時 期	監査対象	監査結果
平成27年11月～平成28年2月	1 対象とする事務 平成26年度の徴収金の事務 2 対象とする学校 (1) 実地監査の対象校：6校 (2) アンケート調査の対象校：80校	・現行ガイドラインの検証の必要 ・運用実態の確認の必要 ・事務の合理化促進等

(10) 住民監査請求に基づく監査

平成27年4月10日付けで県民11名から提出された「がれき広域処理の委託契約に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、平成27年5月25日付けで請求人あて通知した。

平成27年8月17日付けで県民4名から提出された「がれき広域処理の委託契約に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、平成27年10月5日付けで請求人あて通知した。

平成27年12月11日付けで県民2名から提出された「がれき広域処理の委託契約に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、平成28年2月3日付けで請求人あて通知した。

平成27年12月25日付けで県民1名から提出された（受付日は平成28年1月12日）「八幡平市における衆議院議員総選挙に関する住民監査請求」については、請求人の請求は地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を欠き、不適法であることから却下と決定し、平成28年2月23日付けで請求人あて通知した。

第2 財務事務及び行政事務の執行に係る監査の結果

1 指摘の状況

(1) 指摘の内容

定期監査の結果、留意改善を要する事項として指摘した件数は75件（普通会計71件、企業会計4件）となっており、平成26年度に比べて31件減少している。

主な内容は、調定の遅れ、調定金額の誤りなど収入事務の不適當なものが16件、支払いの遅れ、諸手当の過誤支給など支出事務の不適當なものが37件、物品の取得、管理又は処分の不適當なものなどの財産管理の不適當なものが10件、その他不適當なものとして契約事務5件、補助金事務1件、行政事務が6件となっている。

なお、指摘とされたものは監査結果として議会及び知事等に報告し、岩手県報により公表した。

区分	指摘事項	監査対象機関	27年度 件数	26年度 件数	増減
予算経理			0	0	0
収入事務	○調定を行っていないもの	花泉高校 (1件)	16	15	1
	○調定が遅れているもの	調査統計課 大船渡地域振興センター 一関土木センター 宮古児童相談所 北上翔南高校 宮古水産高校 久慈病院 千厩病院 (8件)			
	○調定金額を誤っているもの	県南) 総務部 盛岡) 土木部 盛岡工業高校 (3件)			
	○所属年度又は歳入科目を誤っているもの	環境保健研究センター (1件)			
	○収納方法を誤っているもの	一関土木センター (1件)			
	○収入証紙収納額の報告を誤っているもの	大船渡地域振興センター (1件)			
	○現金、有価証券の保管又は取扱いが不適當なもの	岩谷堂高校 (1件)			
支出事務	○支出負担行為として整理する時期が不適當なもの	大船渡地域振興センター 雫石高校 (2件)	37	22	15
	○支払が遅れているもの	商工企画室 沿岸) 経営企画部 大船渡地域振興センター 盛岡) 保健福祉環境部 花巻土木センター 千厩土木センター 宮古土木センター 農業研究センター畜産研究所 紫波総合高校 (9件)			
	○所属年度又は歳出科目を誤っているもの	盛岡) 農政部 宮古農業改良普及センター 盛岡峰南高等支援学校 (3件)			

	○支出金額を誤っているもの	自然保護課 福祉総合相談センター 平舘高校 雫石高校 一関第二高校 宮古工業高校 (6件)			
	○報酬、諸手当、賃金、報償費等の額の決定又は算定を誤っているもの	二戸農林振興センター 岩手土木センター 高田高校 大船渡高校 大船渡東高校 福岡高校 盛岡みたけ支援学校 花巻清風支援学校 前沢明峰支援学校 一関清明支援学校 釜石祥雲支援学校 二戸病院 (12件)			
	○資金前渡精算書の提出が遅れているもの	復興局 岩手土木センター 農業研究センター畜産研究所 (3件)			
	○精算を行っていないもの	スポーツ健康課 (1件)			
	○その他支出事務の不適當	岩谷堂高校 (1件)			
契約事務	○積算を誤っているもの	盛岡農業高校 胆沢病院 (2件)	5	14	△ 9
	○入札保証金又は契約保証金の徴収額を誤っているもの	観光課 (1件)			
	○入札保証金又は契約保証金に係る事務処理が不適當なもの	環境生活企画室 (1件)			
	○その他契約事務の不適當	杜陵学園 (1件)			
工事の執行			0	3	△ 3
補助金事務	○完了確認が遅れているもの	ものづくり自動車産業振興課 (1件)	1	1	0
財産管理	○財産台帳、財産管理簿又は財産管理副簿を整理していないもの	名古屋事務所 (1件)	10	40	△ 30
	○物品の取得、管理又は処分の手続が不適當なもの	観光課 杜陵学園 盛岡商業高校 一関第二高校 大東高校 福岡高校 盛岡みたけ支援学校 (7件)			
	○債権保全手続が不適當なもの	一関保健福祉環境センター (1件)			
	○時効により消滅した債権について不納欠損処理を怠っているもの	県北) 保健福祉環境部 (1件)			

行政事務	○事務事業の執行の不适当（法令、条例、規則等に違反しているもの）	杜陵学園 一関警察署 (2件)	6	11	△ 5
	○執行管理体制の不适当（執行管理体制が適切でないため、事務事業に影響を及ぼしたもの又は及ぼす可能性が大きいもの）	大船渡地域振興センター 盛岡第一高校 岩谷堂高校 (4件)			
計			75	106	△ 31

2 事務費の不适当的な事務処理に係る監査

平成20年に発覚した需用費等の不适当的な事務処理の事案を踏まえ、定期監査において、事務用品等（消耗品・備品）の納入業者への照会を行い、納入（修繕）品目及び金額等を確認したほか、再発防止策の実施状況等を点検・確認するなど、事務費の不适当的な事務処理に係る監査を行った。

3 行政監査的視点から行った監査

(1) 学校徴収金、団体徴収金等の管理等について

行政監査（特定テーマ）のテーマとしたことから、実施しなかった。